

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正するものであります。

- (1) 電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（令和 3 年度中又は令和 4 年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、それぞれ令和 4 年度分又は令和 5 年度分に限り軽減すること。
- (2) 認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等に適用する固定資産税の課税標準の特例率に係る規定を整理すること。
- (3) 法人市民税の連結事業年度に係る規定を削除すること。
- (4) 移動が生じた引用条項を改めること。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表第1号オ中「法第292条第1項第4号の5」を「法第292条第1項第4号の2」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「又は各連結事業年度」を削る。

附則第24項中「法附則第15条第30項第1号イ」を「法附則第15条第27項第1号イ」に改める。

附則第25項中「法附則第15条第30項第1号ロ」を「法附則第15条第27項第1号ロ」に改める。

附則第26項中「法附則第15条第30項第1号ハ」を「法附則第15条第27項第1号ハ」に改める。

附則第27項中「法附則第15条第30項第1号ニ」を「法附則第15条第27項第1号ニ」に改める。

附則第28項中「法附則第15条第30項第2号イ」を「法附則第15条第27項第2号イ」に改める。

附則第29項中「法附則第15条第30項第2号ロ」を「法附則第15条第27項第2号ロ」に改める。

附則第30項中「法附則第15条第30項第2号ハ」を「法附則第15条第27項第2号ハ」に改める。

附則第31項中「法附則第15条第30項第3号イ」を「法附則第15条第27項第3号イ」に改める。

附則第32項中「法附則第15条第30項第3号ロ」を「法附則第15条第27項第3号ロ」に改める。

附則第33項中「法附則第15条第30項第3号ハ」を「法附則第15条第27項第3号ハ」に改める。

附則第34項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第30項」に改める。

附則第35項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改める。

附則第36項中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第35項」

に改める。

附則第37項を削り、附則第38項を附則第37項とし、附則第39項から第43項までを1項ずつ繰り上げ、附則第52項を附則第55項とし、附則第45項から第51項までを3項ずつ繰り下げ、附則第44項を附則第43項とし、同項の次に次の4項を加える。

44 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

45 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

46 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

47 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第43項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項の表第1号オの改正規定及び第15条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例第15条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の秦野市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第69号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新 | | 旧 | |
|---|-----|---|-----|
| (法人の均等割の税率) 第13条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。 | | (法人の均等割の税率) 第13条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。 | |
| 法人等の区分 | 税率 | 法人等の区分 | 税率 |
| (1) 次に掲げる法人 ア－エ (略) オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が 1, 000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（施行令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの | (略) | (1) 次に掲げる法人 ア－エ (略) オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が 1, 000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（施行令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの | (略) |
| (2)－(9) (略) | (略) | (2)－(9) (略) | (略) |

2 (略)

(法人の市民税の課税の特例)

第15条 次の各号に掲げる法人に対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、その法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

附 則

1-23 (略)

24 法附則第15条第27項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

25 法附則第15条第27項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第27項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第15条第27項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第27項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

29 法附則第15条第27項第2号ロの条例で定める割合は、

2 (略)

(法人の市民税の課税の特例)

第15条 次の各号に掲げる法人に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、その法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

附 則

1-23 (略)

24 法附則第15条第30項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

25 法附則第15条第30項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第30項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第15条第30項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第30項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

29 法附則第15条第30項第2号ロの条例で定める割合は、

4分の3とする。

30 法附則第15条第27項第2号ハの条例で定める割合は、4分の3とする。

31 法附則第15条第27項第3号イの条例で定める割合は、2分の1とする。

32 法附則第15条第27項第3号ロの条例で定める割合は、2分の1とする。

33 法附則第15条第27項第3号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

34 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、3分の2とする。

35 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の1とする。

36 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。

37-43 (略)

44 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月

4分の3とする。

30 法附則第15条第30項第2号ハの条例で定める割合は、4分の3とする。

31 法附則第15条第30項第3号イの条例で定める割合は、2分の1とする。

32 法附則第15条第30項第3号ロの条例で定める割合は、2分の1とする。

33 法附則第15条第30項第3号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

34 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。

35 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の1とする。

36 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。

37 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、零とする。

38-44 (略)

3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第4 1項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 5 法附則第3 0条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第3 1条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第4 1項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 6 法附則第3 0条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第3 1条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第4 2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

47 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第43項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

48-55 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項の表第1号オの改正規定及び第15条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市市税条例第15条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

45-52 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の秦野市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の適用見直し

(1) 改正の概要

排出ガス低減性能及び燃費性能が優れる環境負荷の小さい車両に賦課する軽自動車税の種別割について、その税率を軽減するグリーン化特例の適用条件の見直しに伴い、令和 5 年度課税分まで延長するものです。（改正後附則第 4 4・4 5・4 6・4 7 項）

(2) 特例の内容

ア 適用条件及び軽減率

| 【改正前】 (改正前附則第42・43・44項) | | 【改正後】 (改正後附則第44項) | |
|----------------------------|-------------------------|----------------------|-------|
| 区分 | 軽減率 | 区分 | 軽減率 |
| 自家用軽乗用車 | 電気自動車、天然ガス自動車 75%軽減 | 電気自動車、天然ガス自動車 | 75%軽減 |
| | 令和2年度基準+30%達成 50%軽減 | 適用対象外 | |
| | 令和2年度基準+10%達成 25%軽減 | | |
| 【改正前附則第42・43・44項】 | | 【改正後附則第45・46・47項】 | |
| 区分 | 軽減率 | 区分 | 軽減率 |
| 営業用軽乗用車 | 電気自動車、天然ガス自動車 75%軽減 | 電気自動車、天然ガス自動車 | 75%軽減 |
| | 令和2年度基準+30%達成 50%軽減 | 令和12年度基準90%達成 | 50%軽減 |
| | 令和2年度基準+10%達成 25%軽減 | 令和12年度基準70%達成 | 25%軽減 |
| 【改正前附則第42・43・44項】 | | 【改正後附則第45項】 | |
| 区分 | 軽減率 | 区分 | 軽減率 |
| 軽貨物自動車 | 電気自動車、天然ガス自動車 75%軽減 | 電気自動車、天然ガス自動車 | 75%軽減 |
| | 平成27年度基準+35%達成 50%軽減 | 適用対象外 | |
| | 平成27年度基準+15%達成 25%軽減 | | |

※ 天然ガス自動車の排ガス要件：平成 3 0 年規制適合車又は平成 2 1 年規制から NO x 1 0 % 低減達成車に限る。

※ ガソリン車・L P G 車の排ガス要件：平成 3 0 年排出ガス基準 5 0 % 低減達成車又は平成 1 7 年排出ガス基準 7 5 % 低減達成車に限る。

イ 年税額

| 車種区分 | | | 標準税率 | 軽減税率 | | |
|------|----|-----|---------|--------|---------|---------|
| | | | | 75%軽減 | 50%軽減 | 25%軽減 |
| 三輪車 | | | 3,900円 | 1,000円 | ※2,000円 | ※3,000円 |
| 四輪車 | 乗用 | 営業用 | 6,900円 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | | 自家用 | 10,800円 | 2,700円 | / | |
| | 貨物 | 営業用 | 3,800円 | 1,000円 | | |
| | | 自家用 | 5,000円 | 1,300円 | | |

※営業用乗用車に限る。

(3) 取得期間及び課税年度

| 取得期間 | 課税年度 |
|---------------------------|-------|
| 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで | 令和4年度 |
| 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで | 令和5年度 |

2 固定資産税の地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の改正

生産性向上特別措置法の廃止に伴い、認定先端設備等導入計画に係る規定が、中小企業等経営強化法に移管されたことにより、この計画に従い中小企業等が取得した設備等に係る特例措置について、地方税法の規定が改正されたため、関係規定を整理するとともに、その適用期限を2年延長するものです。（改正前附則第37・39項、改正後附則第38項）

(1) 対象資産及び適用条文

| 適用区分 | 令和3年3月31日まで | 令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで |
|---------------------------|----------------|---------------------------|
| 機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備 | 地方税法附則第15条第41項 | 地方税法附則第64条 |
| 事業用家屋及び構築物 | 地方税法附則第64条 | |

(2) 適用期限

令和4年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分

3 国税における連結納税制度の見直しに伴う法人市民税の改正

法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行されたことに伴い、法人市民税の連結事業年度に係る規定を削除するものです。（第15条）

4 引用条項の整理

移動が生じた引用条項を改めるものです。

5 施行日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、法人市民税に関する改正規定は、令和4年4月1日から施行します。